

開 会 午後2時00分

○議長（小松則明君） ただいまの出席議員数は13名であります。

定足数に達しておりますので、平成28年第3回大槌町議会臨時会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。会議録署名議員は、  
会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。3番、澤山美恵子君及  
び5番、阿部三平君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これ  
に御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたし  
ました。

---

日程第3 承認第4号 大槌町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例  
の専決処分の報告に関し承認を求めることについて

日程第4 議案第69号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第3、承認第4号大槌町ひとり親家庭医療費給付条例の一部  
を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて及び日程第4、議案  
第69号工事請負契約の締結についてまで、2件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総  
務部長。

○総務部長（三浦大介君） 平成28年第3回大槌町議会臨時会における承認1件及び議案  
1件につきまして一括で提案理由を申し上げます。

承認第4号大槌町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例の専決処分の報  
告に関し承認を求めることについては、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が

平成28年8月1日から施行されることに伴い、当該施行令を引用している大槌町ひとり親家庭医療費給付条例について、同日から一部改正政令を適用させる必要があるため、専決処分したものでございます。

議案第69号工事請負契約の締結については、（仮称）おおつち学園小中一貫教育校建設工事に係る変更契約であります。

以上、御審議よろしくお願い申し上げます。

○

日程第3 承認第4号 大槌町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第3、承認第4号大槌町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（千田邦博君） それでは、承認第4号大槌町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについて御説明いたします。

別紙専決処分書をごらん願います。本件は、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が平成28年8月1日から施行されたことに伴いまして、7月29日付けで大槌町ひとり親家庭医療費給付条例の一部改正を行い、専決処分を行ったものであります。

続きまして、新旧対照表をごらん願います。児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令の施行により、条項ずれが生じることとなった大槌町ひとり親家庭医療費給付条例第3条中、児童扶養手当法施行令第2条の4第4項とあるものを、第2条の4第7項に改めるものであります。

附則につきましては、施行日を当該引用法令の施行期日に合わせ、平成28年8月1日とするものでありますし、新旧条例の適用区分を明らかにするため、経過措置を定めたところでございます。

以上、専決処分の報告について御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

これより、承認第4号大槌町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例の専決処分の報告に関し承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○

日程第4 議案第69号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第4、議案第69号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。学務課長。

○学務課長（松橋文明君） それでは、議案第69号工事請負契約の締結についてを御説明いたします。

地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、下記のとおり議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、（仮称）おおつち学園小中一貫教育校建設工事。

契約の相手方、宮城県仙台市青葉区一丁目1番7号 株式会社銭高組東北支店 執行役員支店長 木村 匠一郎でございます。

変更内容、契約金額、変更前54億5,009万6,094円。変更後、56億962万8,746円となります。

次のページをお開きください。

仮契約締結年月日、平成28年8月10日でございます。

工事概要、参考資料をごらんいただきます。

工事名、（仮称）おおつち学園小中一貫教育校建設工事。

工事箇所、上閉伊郡大槌町大槌第15地割及び大槌第23地割地内。

変更理由、おおつち学園小中一貫教育校建設工事について、事業費の確定に伴い、下記内容による工事費の増額及び平成28年8月分の労働者確保に要する共通仮設費の確定が9月上旬のため、工期を平成28年9月15日まで延長するものでございます。

工事内容の変更等によるものにつきましては、以下のとおりになります。変更追加項目、校舎西棟アルミ建具変更による増。これは、特別教室等のアルミ建具の断熱性を高めるための増ということでございます。それから各教室等の空調見直しによる増でございますが、空気式床暖房に変更したための増でございます。下水道の接続に伴う排水系

統見直しによる増、これは下にありますが浄化槽の廃止に伴いまして、下水道の排水系統、機械それから管等の工事見直しによる増でございます。浄化槽の廃止による減、これは公共下水道の開通時期変更に伴う設置の取りやめによるものでございます。体育室棟、小体育室内壁仕上げ工事でございますが、体育館外の消音・吸音の効果を高めるため、一部穴あき合板を使用したために、壁の補強ということで増額ということになってございます。その他の変更でございますが、学校等の要望等でフェンスの高さ、それから保健室等もろもろの学校要望に応えたための増ということでございます。それから共通費の増。それから2番、労働者確保に要する共通仮設費の実績に伴い変更するもの。共通仮設費、金額が1億397万7,452円。

それから工期の変更でございます。変更前、平成26年12月12日から平成28年9月1日でしたが、平成26年12月12日から平成28年9月15日までの変更でございます。なお、工期の変更に伴っての工事等のおくれはございませんので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより日程第4、議案第69号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、本日の日程は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

平成28年第3回大槌町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

閉 会 午後2時10分

上記平成28年第3回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員